

社会福祉法人 地球の園

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地球の園の定款8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいいます。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づいて置かれる者をいいます。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問いません。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとします。

(報酬等の支給)

第3条 理事長に月額30,000円、他の理事及び監事が理事会に出席するにあたり、1回につき5,000円の役員報酬を支給します。

2. 評議員は定款第8条で定める金額の範囲内で、一人年間10,000円を支給します。
3. 施設の職員を兼務する役員には、報酬等は支給しません。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が法人業務のための出張する場合は、旅費（交通費、宿泊費）を支給することができます。出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給します。

3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給します。

(報酬等の支給日、支払い方法)

第5条 理事長の報酬等は、年3回、7、12、3月に支給します。その他の役員及び評議員の報酬は、決算理事会、評議員会において支給します。

2. 報酬等は、通貨を持って本人に支給又は支払います。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができます。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給します。

(改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決を得てから改正します。

附 則

この規程は2017年6月1日から施行します。

この改正規程は2020年7月1日から実施します。